

## 新潟県企業立地促進資金貸付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、工場等を新設若しくは増設する企業又は特定業務施設を整備する事業者に対して必要な資金の一部を予算の範囲内で貸し付けることにより、企業立地を促進し、安定的な雇用を増大することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 企業

製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、自然科学研究所（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる定義による。）を営むもの、又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第1項による地域経済牽引事業若しくは農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第1項による産業の導入に関する実施計画に基づいて企業立地を行うものをいう。

#### (2) 工場等

前号の事業に供される建築物をいう。

#### (3) 本社機能(特定業務施設)

地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第5号で規定する特定業務施設。登記簿上の本店であるという形式的な判断ではなく、実際に本社機能を有している業務施設(以下「特定業務施設」という。)をいう。

#### (4) 新設

県内に新たに用地を取得(借地を含む。)し、工場等を建設(借家を含む。)することをいう。

#### (5) 増設

県内に工場等を有する企業が、当該工場等の立地する同一敷地内において、製造等の能力を増加させるため、工場等を建設等により増やし、又は既存工場等内に新たに附属施設及び機械設備等を増やすこと(附属施設及び機械設備等の更新、入替に係るものを除く。)をいう。

#### (6) 地域再生計画

地域再生法に基づき、国の認定を得て県が策定する計画であり、地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載されているもの。

#### (7) 中小企業

企業のうち、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。

#### (8) 新規雇用者数

工場等の新設又は増設に伴い、当該工場等における事業開始後12月を経過する日までに新たに雇用する常用労働者の数又は特定業務施設の整備に伴い、特定業務施設整備計画終了の日までに当該特定業務施設において新たに増加する常用雇用者の数をいう。

#### (9) 常用労働者

雇用保険の被保険者(高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)をいう。

### (貸付対象者)

第3条 新潟県産業振興貸付基金条例(昭和57年新潟県条例第40号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、この要綱の規定により資金の貸し付けを受けることができる者は、条例第1条に規定する事業地内において工場等を新設若しくは増設す

る企業又は特定業務施設を整備する事業者であって、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 条例第3条に規定する発電用施設の周辺地域又はこれに隣接する市町村の区域に住所を有する新規雇用者数が3人以上であること。
  - (2) 特定業務施設を整備する事業者にあつては、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について知事の認定を受けている又は受ける見込みであること。
- 2 条例第3条の規定によらず、この要綱の規定により資金の貸し付けを受けることができる者は、工場等を新設若しくは増設する企業又は特定業務施設を整備する事業者であつて、新規雇用者数が3人以上であること。

(貸付対象資金)

第4条 貸し付けの対象となる資金は、次の各号に掲げる資金とする。

- (1) 工場等又は特定業務施設の建設を行うための用地の取得及び造成（当該用地の取得又は造成後1年以内に工場等又は特定業務施設の建設に着手するものに限る。）に要する資金
- (2) 工場等の建設又は特定業務施設の整備に要する資金
- (3) 工場等又は特定業務施設の附属施設及び機械設備等に要する資金

(貸付の条件)

第5条 資金の貸し付けの条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付額  
前条に規定する貸付対象資金の額に相当する額以内とする。ただし、限度額は5億円（特に知事が必要と認めた場合は10億円）とし、貸付単位は100万円とする。
- (2) 償還期間及び貸付利率  
償還期間5年以内(据置期間2年以内を含む。) 年利0.70パーセント  
償還期間7年以内(据置期間2年以内を含む。) 年利0.90パーセント  
償還期間10年以内(据置期間2年以内を含む。) 年利1.10パーセント  
償還期間15年以内(据置期間2年以内を含む。) 年利1.30パーセント
- (3) 償還方法  
原則として元金均等月賦償還とする。
- (4) 資金の交付の時期  
取扱金融機関と金銭消費貸借契約締結後、県と取扱金融機関が協議して定める。
- (5) 担保及び保証人  
取扱金融機関の定めるところによる。

(取扱金融機関)

第6条 取扱金融機関は、次のとおりとする。

県制度融資を取り扱う金融機関その他知事が必要と認める金融機関で、資金の取扱いについて、県との協議が整った金融機関

(原資の預託)

第7条 知事は、第1条の目的を達成するため、取扱金融機関に対し原資を預託するものとする。

- 2 取扱金融機関は、預託額の2倍以上の額を協調融資するものとする。
- 3 第3条第1項に規定する貸付対象者に係る原資の預託金利は、無利子とする。
- 4 第3条第2項に規定する貸付対象者に係る原資の預託金利は、別に定める利率とする。

(借入申込方法)

第8条 資金の貸し付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、借入を希望する取扱金融機関と協議の上、新潟県企業立地計画認定申請書（別記第1号様式）

を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により提出された申請内容を審査し適当と認めるときは、申込者に新潟県企業立地計画認定通知書（別記第2号様式）を交付するとともに、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。その場合においては、中小企業を優先して認定するものとする。
- 3 前項の規定により認定通知を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続きにより資金の借入れを申し込むものとする。

（貸付決定及び貸付実行報告）

第9条 取扱金融機関は、資金の貸し付けについて、適当と認められた場合は貸付決定通知書（別記第3号様式）によりその旨を知事に通知するものとし、不適当と認められた場合は理由を付してその旨を知事に報告するものとする。

- 2 取扱金融機関は、資金を貸し付けた場合は、貸付実行報告書（別記第4号様式）によりその旨を知事に報告するものとする。

（施設等の設置完了届及び事業開始報告）

第10条 資金の貸し付けを受けた者は、貸付対象となった用地の取得若しくは造成、工場等の建設若しくは特定業務施設の整備又は付属施設若しくは機械設備等の設置が完了したときは、施設等設置完了届（別記第5号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 資金の貸し付けを受けた者は、貸付の対象となった工場等又は特定業務施設において事業を開始したときは、事業開始報告書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の事業開始報告書を受領したときは、資金の貸し付けを受けた者に対して実地検査を行い、完了状況を確認するものとする。

（計画変更等）

第11条 第8条第2項の規定により認定通知を受けた者が、同条第1項の新潟県企業立地計画認定申請書の計画内容等を縮小するときは、事前に知事の承認を得なければならない。

（地位の承継の届出）

第12条 資金の貸し付けを受けた者としての地位は、合併その他特別な理由がある場合に限り承継することができる。

- 2 資金の貸し付けを受けた者としての地位を承継しようとする者は、あらかじめ承継承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出して承認を受けなければならない。

（事業の休止等の届出）

第13条 資金の貸し付けを受けた者は、貸付金の償還完了前に事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、事業休止・廃止届（別記第8号様式）により、その旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

（繰上償還）

第14条 知事は資金の貸し付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、貸付金の繰上償還の措置を講ずる必要があると認めるときは、その旨を取扱金融機関に指示するとともに、預託金の繰上償還を求めるものとする。

- (1) 借入申込の際に提出された新潟県企業立地計画認定申請書に不実の記載があったことが判明したとき。
- (2) 貸付金を貸付対象資金以外に使用したとき。
- (3) 新規常用雇用者数が第3条第1項第1号又は同条第2項に該当しなかったとき。
- (4) 用地の取得及び造成に要する資金を借りながら、当該用地の取得又は造成後1年

以内に工場等又は特定業務施設の建設に着手しなかったとき。

(5) 事業を休止し、又は廃止したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、貸付の継続が不相当と認められる事実があったとき。

- 2 資金の貸し付けを受けた者は、必要に応じ、貸付金の繰上償還をすることができるものとし、この場合において知事は取扱金融機関に対し預託金の繰上償還を求めるものとする。
- 3 資金の貸し付けを受けた者は、前項の規定による繰上償還をしようとするときは、繰上償還認定申請書（別記第9号様式）を取扱金融機関を経由の上、繰上償還をしようとする日の20日前までに知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により提出された申請内容を審査し、相当と認めるときは、資金の貸し付けを受けた者に対し繰上償還認定通知書（別記第10号様式）により、取扱金融機関を経由して通知するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、同日以後に行う貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年11月1日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、同日以後に行う貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、同日以後に行う貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成4年11月16日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、同日以後に行う貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、同日以後に行う貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、同日以後に行う貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成7年5月10日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、同日以後に行う貸付けについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年8月11日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、同日以後に行う貸付けについて適用する。
- 2 施行日以前に認定の通知又は貸付けを受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、同日以後に行う貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、改正後の第3条第1項第1号、同条第2項及び第5条第1号の規定は同日以後に行う貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成13年7月31日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、同日以後に行う貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行し、改正後の第3条第1項第1号、同条第2項及び第5条第1号の規定は、同日以後に行う貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。